資料４－２

特恵関税に係る原産地手続の見直し

令和８年 11 月 20 日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．現行制度の概要

特恵関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国を原産地とする物品（特恵受益国原産品）に対して一般の関税率より低い関税率（特恵税率）を適用する制度である。特恵税率の適用を受けるためには、貨物が特恵受益国原産品としての資格を満たしていること、及び特恵受益国から日本に運送されている間に特恵受益国原産品としての資格が失われていないことが必要である。特恵税率の適用を受けようとする者は、貨物が特恵受益国原産品としての資格を満たすことを証明する書類（原産地証明書）を輸入申告時に税関長に提出する必要がある。（関税暫定措置法施行令第 27 条）

２．見直しの背景

特恵関税に係る原産地手続は、昭和 46（1971）年の制度創設以降大きな改正が行われていない。一方、条約に基づく特恵関税制度である経済連携協定（ＥＰＡ）については、平成 14（2002）年から現在まで合計 20 の協定が発効しており、新規ＥＰＡ交渉や既存ＥＰＡの見直し交渉を通じて、制度利用の円滑化に資する原産地手続の導入への取組が行われている。

特恵関税に係る原産地手続についても、業界団体からの要望を踏まえ、我が国初の後発開発途上国との二国間ＥＰＡである日・バングラデシュＥＰＡが本年２月に署名に至ったことも契機として、ＥＰＡと同様に、サプライチェーンや物流形態の多様化といった貿易環境の変化に合わせて、より適切な制度への見直しを行い、事業者の利便性向上及び通関実務の効率化を図っていく必要がある。

３．現状の課題及び検討

（１）輸入者自己申告の導入

特恵関税制度に係る原産地証明手続においては、特恵受益国の権限ある当局（発給機関）が発給した原産地証明書を使用する「第三者証明制度」が採用されている。

同制度においては、税関は特恵受益国から事前に通知された発給機関の名称や印章に関する情報に基づき、原産地証明書が真正に発給されたものかどうかの確認を行っている。しかしながら、一部の事例において、特恵受益国から日本側にその通知が事前に行われなかったことによって輸入申告時に税関において原産地証明書の真正性を確認することができず、輸入者が特恵適

用を断念せざるを得なくなるという不利益が生じている。

また、発給機関が原産地証明書に記載するＨＳ番号や原産地基準に誤りや解釈の相違がある場合、貨物の原産性に影響を及ぼす不備として当該原産地証明書は原則無効なものとして取り扱われることになる。この場合、当該原産地証明書が有効と認められるために輸入者は他の資料に基づき貨物が特恵受益国原産品であることを明らかにする必要がある。

このように、第三者証明制度は、輸出国の公的機関が原産性の審査を行うという点で一定の信頼性があるものの、輸出国側からの通知の有無や発給機関の判断によって、輸入者における特恵税率の適用可否の予見可能性に影響が生じることになる。

一方、ＥＰＡにおいては、平成 27（2015）年に発効した日・オーストラリアＥＰＡ以降、第三者証明制度に加えて、貨物の原産性に関する情報を保有する輸出者・生産者又は輸入者が自ら原産地の申告を行う「自己申告制度」の導入が進められている。自己申告制度は現在６つの協定で採用され、原産地証明手続の円滑化に資する制度として定着してきている。

本年２月に署名された日・バングラデシュＥＰＡにおいても発効時から日本への輸入において輸入者による自己申告が実施されることになっていることを踏まえ、特恵関税制度においても輸入者自己申告を導入し、輸入者の選択により原産地証明書と輸入者自己申告のいずれかを利用可能とすることが適当と考えられる。

（２）運送要件の緩和

特恵受益国原産品のうち第三国を経由して日本に運送される物品については、運送中に特恵受益国原産品としての資格が失われていないことを確保するため、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされないこと等の一定の条件（運送要件）を満たす場合にのみ特恵税率の適用を受けることができる。（関税暫定措置法施行令第 31 条）

国際物流において、輸送コストの削減やリードタイムの短縮のため複数国向けの貨物を第三国の物流拠点に集約した上で各国向けに再配送する物流形態が広く利用されている。しかしながら、現行制度においては、第三国の物流拠点において特恵受益国から運送した商品を保管し、顧客のニーズに応じて仕分して日本に輸入する場合には、「運送上の理由による」一時蔵置に該当せず、特恵適用に必要な要件を充足しない場合がある。

一方、ＥＰＡにおいては、必ずしも運送上の理由によることなく、税関の監督下に置かれることや、貨物の原産性に影響を及ぼさない一定の作業のみを行うこと等を条件として、第三国に貨物を保管し、商機を捉えて日本に輸入することが可能となっている。

そのため、特恵関税制度においても、貨物の輸送方法の選択肢を広げる観点から、ＥＰＡと同様に第三国において税関の監督下で貨物の仕分等の特恵受益国原産品としての資格に影響を及ぼさない作業を行うことができるようにすることが適当と考えられる。

４．改正の方向性

上記を踏まえ、特恵関税に係る原産地手続において、従来の第三者証明制度（原産地証明書）に加え輸入者自己申告を導入して輸入者の選択によりいずれかを利用可能とし、第三国を経由して日本に運送される物品に係る運送要件を緩和して運送上の理由によることなく第三国において税関の監督下で仕分等の作業を行うことができるようにすることが適当ではないか。